

○津軽広域連合職員の育児休業等に関する規則

(平成12年12月26日規則第4号)

改正 平成14年3月29日規則第4号
平成20年3月19日規則第4号
平成22年11月25日規則第5号
令和2年3月26日規則第3号
令和4年11月22日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）及び津軽広域連合職員の育児休業等に関する条例（平成12年津軽広域連合条例第12号。以下「育児休業等条例」という。）に基づき、育児休業等に関して必要な事項を定めるものとする。

(育児休業等条例第2条第3号ア（イ）の規則で定められた日数)

第1条の2 育児休業等条例第2条第3号ア（イ）の規則で定められた日数は、1週間において3日又は1年間において121日とする。

(育児休業等条例第2条の2第3号及び第2条の4の規則で定める特別な事情)

第1条の3 育児休業等条例第2条の3第3号及び第2条の4の規則で定める特別な事情は、育児休業等条例第3条第1号から第4号までに掲げる事情とする。

(育児休業等条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合)

第1条の4 育児休業等条例第2条の3第3号ウの規則で定める場合は、次に掲げる場合とし、同号ウに掲げる場合に該当するかどうかの判断は、育児休業の承認の請求があった時点において判明している事情に基づき行うものとする。

(1) 育児休業等条例第2条の3第3号ウに規定する当該子について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園における保育又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等による保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当該子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）後の期間について、当面その実施が行われない場合

(2) 常態として育児休業等条例第2条の3第3号ウに規定する当該子を養育している当該子の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1項に規定する養育里親である者（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。以下この項において同じ。）である配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であって当該子の1歳到達日

後の期間について常態として当該子を養育する予定であったものが次のいずれかに該当した場合

ア 死亡した場合

イ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該子を養育することが困難な状態になった場合

ウ 常態として当該子を養育している当該子の親である配偶者が当該子と同居しないこととなった場合

エ 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である場合又は産後8週間を経過しない場合

(3) 前条に規定する事情に該当した場合

(育児休業等条例第2条の4第3号の規則で定める場合)

第1条の5 前条の規定は、育児休業等条例第2条の4第3号の規則で定める場合について準用する。この場合において、前条第1号中「1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）とあるのは「1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）と、同条第2号中「1歳到達日」とあるのは「1歳6か月到達日」と読み替えるものとする。

(育児休業の承認の請求手続)

第2条 育児休業の承認の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業を始めようとする日の1か月（次に掲げる場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業等条例第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

(2) 育児休業等条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳到達日（当該請求をする非常勤職員が同条第2号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子の1歳到達日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

(3) 育児休業等条例第2条の4の規定に該当する場合であって、当該請求をする日が当該請求に係る子の1歳6か月到達日以前の日である場合

2 任命権者は、育児休業の承認の請求について、その理由を確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることができる。

(育児休業の期間の延長の請求手続)

第3条 育児休業の期間の延長の請求は、育児休業承認請求書により、育児休業等条例第3条第7号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長をする場合を除き、育児休業の期間の末日とされている日の翌日の1か月（次に掲げる育児休業の期間の延長をしようとする場合は、2週間）前までに行うものとする。

(1) 当該請求に係る子の出生の日から育児休業等条例第3条の2に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）

(2) 育児休業等条例第2条の3第3号に掲げる場合に該当してしている育児休業

(3) 育児休業等条例第2条の4の規定に該当してしている育児休業

2 前条第2項本文の規定は、育児休業の期間の延長の請求について準用する。

(育児休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第4条 育児休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 育児休業に係る子が死亡した場合

(2) 育児休業に係る子が職員の子でなくなった場合

(3) 育児休業に係る子を養育しなくなった場合

2 前項の届出は、養育状況変更届により行うものとする。

3 第2条第2項の規定は、第1項の届出について準用する。

(育児休業をしている職員の職務復帰)

第5条 育児休業の期間が満了したとき、育児休業の承認が休職又は停職の処分を受けたこと以外の理由により効力を失ったとき又は育児休業の承認が取り消されたとき（育児休業等条例第5条に規定する事由に該当したことにより承認が取り消された場合を除く。）は、当該育児休業に係る職員は、職務に復帰するものとする。

(育児休業に係る人事異動通知書の交付)

第6条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して任命権者の定めるところによる人事異動通知書を交付しなければならない。

(1) 職員の育児休業を承認する場合

(2) 職員の育児休業の期間の延長を承認する場合

(3) 育児休業をした職員が職務に復帰した場合

(4) 育児休業をしている職員について当該育児休業の承認を取り消し、引き続き当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認する場合

(育児休業をしている職員の期末手当等に係る勤務した期間に相当する期間)

第7条 育児休業等条例第7条第1項の規則で定める期間は、休暇の期間その他勤務しないことにつき特に承認のあった期間のうち、次に掲げる期間以外の期間とする。

(1) 育児休業法第2条の規定により育児休業をしていた期間

(2) 停職者（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「地方公務員法」という。）第29条第1項の規定により停職にされている職員をいう。）

(3) 専従休職者（地方公務員法第55条の2第1項ただし書きの許可を受けている職員をいう。）

(4) 休職にされていた期間（公務傷病等による休職者であった期間を除く。）

(育児休業をした職員の職務復帰後における昇給日)

第8条 育児休業等条例第8条の規則で定める日は、派遣職員が派遣元の職員として在職した場合に適用される規定により昇給の日として定められている日とする。

(育児短時間勤務の形態について規則で定める日数及び時間)

第9条 育児休業等条例第11条ただし書の規則で定める日数は12日とし、規則で定める時間は16時間とする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第10条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求について準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第11条 第4条の規定は、育児短時間勤務について準用する。

(育児短時間勤務等に係る人事異動通知書の交付)

第12条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、任命権者の定めるところによる人事異動通知書を交付しなければならない。

(1) 職員の育児短時間勤務を承認する場合

(2) 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合

(3) 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合

(4) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合

(育児休業等条例第16条の規則で定められた日数)

第12条の2 第1条の2の規定は、育児休業等条例第16条の規則で定められた日数について準用する。

(部分休業の承認の請求手続)

第13条 部分休業の承認の請求は、部分休業承認請求書により行うものとする。

2 第2条第2項の規定は、部分休業の承認の請求について準用する。

(部分休業に係る子が死亡した場合等の届出)

第14条 第4条の規定は、部分休業について準用する。

(部分休業に係る給料の減額方法)

第15条 部分休業の承認を受けて勤務しない場合の減額すべき給料の額は、その給与期間の分の給料に対応する額をその次の給与期間以降の給料から差し引くものとする。ただし、退職、休職等の場合において、減額すべき給料の額を給料から差し引くことができないときは、その他の給与から差し引くものとする。

2 部分休業の承認を受けて勤務しなかった時間数は、その給与期間の全時間数によって計算するものとする。この場合において、30分の端数が生じたときは、これを1時間とする。

(委任)

第16条 育児休業承認請求書等の様式その他この規則の実施に関して必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日規則第4号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成20年 3月19日規則第 4号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成20年 4月 1日から施行する。

（津軽広域連合の職員の給与に関する条例の施行に関する規則の一部改正）

- 2 津軽広域連合の職員の給与に関する条例の施行に関する規則（平成10年津軽広域連合規則第 8号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「、土曜日又は日曜日」を「又は土曜日若しくは日曜日」に改め、同条ただし書き中「定める日を」の次に「給料の」を加える。

第 3 条第 1 項中「規定する給与期間」の次に「(以下「給与期間」という。)」を加え、「になった者」を「となった者」に改め、「支給定日前に」の次に「おいて」を加え、同条第 2 項中「充てるため」を「充てるために」に改め、同条第 3 項中「次の」を「次の各号の」に改め、同項第 2 号中「期間終了」を「期間の終了」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算）

第 3 条の 2 条例第 7 条の 2 に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）について、同条の規定による給料月額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

第 4 条の次に次の 1 条を加える。

（条例第12条の規則で定める時間）

第 4 条の 2 条例第12条の規則で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、次に定める時間とする。

（1） 育児短時間勤務職員等以外の職員 毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの間における津軽広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年津軽広域連合条例第11号）（以下「勤務時間等条例」という。）第10条に規定する祝日法による休日（以下「祝日法による休日」という。）及び同条に規定する年末年始の休日（以下「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに 8 時間を乗じて得た時間

（2） 育児短時間勤務職員等 前号の規定による時間に条例第 7 条の 2 に規定する勤務時間等条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間

第 5 条中「いずれか」を「各号に掲げる勤務」に改める。

第 6 条第 1 項中「第 9 条第 2 項」を「第 9 条第 3 項」に改め、同項第 1 号ア中「所定勤務時間」を「所定労働時間」に改め、同号イ中「該当する時間を差し引いた」を「該当する時間を加えた」に改め、同項に次の1号を加える。

（3） 育児短時間勤務職員等について、所定労働時間に満たない勤務時間が割り振られている週における次に定める時間（前 2 号に該当する場合を除く。）

ア 当該週の勤務時間が所定労働時間以下になる場合における割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間

イ 当該週の勤務時間が所定労働時間を超える場合における割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、所定労働時間から当該割振り変更前の正規の勤務時間を差し引いた時間数に相当する時間

第6条第2項中「第9条第2項」を「第9条第3項」に改める。

第8条中「勤務時間を超え」を「勤務時間外に」に、「第7条」を「第8条」に、「証明できるもの」を「証明のできるもの」に改める。

附 則（平成22年11月25日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月26日規則第3号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月22日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。